

「第5次男女共同参画基本計画」に盛り込んでほしいこと

国際婦人年連絡会

はじめに

第4次男女共同参画基本計画が出されてから、4年が経過し、本年末、第5次男女共同参画基本計画が策定されようとしている。第3回第5次基本計画策定専門調査会(2020年1月21日)には、第4次男女共同参画基本計画の達成状況が、参考資料として出されている。これは、政策側から見た達成状況であるが、民間のNGO団体からもこの4年間のジェンダー平等の動向を評価し、第5次計画に繋げていく必要がある。国際婦人年連絡会は、各分野別委員会の報告を基に、ここに、第5次男女共同参画基本計画に盛り込んでほしい事項等について報告する。

第1部 「基本的な方針」部分で考慮し、入れてほしい点

世界経済フォーラムによれば、2019年の日本のジェンダーギャップ指数は、153か国中121位と後退している。特に、政治分野、経済分野、高等教育分野での女性の進出が遅れており、「日本の女性の権利を国際水準に」押し上げることが喫緊の課題となっている。これに示されるように、第4次男女共同参画基本計画以降、様々な施策が総花的に策定・実施されても成果に結びついていない、又は機能していないという構造的な課題がある。この課題を解明し、官民ともに共有することが重要である。特に、第4次基本計画では、意思決定や指導的地位に女性が占める割合を2020年までに30%程度との目標を掲げてきたが、達成することなしに2020年を迎えている。早急に30パーセントを達成し、50%を目指すことを要望する。また、LGBTに関する新たな法律制定の動きが強まっている現在、第4次と同じ、「男女」で枠組みした施策では説明しきれない問題が出てきている。今回の新型コロナウイルスとの闘いの中で、DV、虐待の問題等に関して、男性のジェンダー平等観の脆弱性が露呈してきているのではないかと。男女共同参画推進基本計画に、男性・子ども(就学以前も含めて)の問題も入れるべきである。男性は家庭教育の中でも、学力向上ばかりでなく、女性や子どもの人権を尊重することを学ばねばならない。さらに、人間の安全保障の視点が入っておらず、全体的に射程が狭くなっている。よって、次の点を入れることを要望する。

- ①男女共同参画社会基本法策定時の202030目標の達成状況と評価、今後どう達成するか
2030のような国の示す数値目標について、毎年、数値成果の発表をする。
- ②男女共同参画社会基本法に基づくポジティブアクションの評価、女性活躍推進法の評価及び今後の課題として、クォータ制を推進する。
- ③施策立案の際には、「女性の人権の確立」とともに、旧来の「男女」の枠組みから、性の多様性を含む「ジェンダー」の視点への転換を重視して行う。ジェンダー統計の一層の充実をはかる。
- ④ジェンダー平等を中核に科学と人権を基盤にした国際標準の包括的性教育を幼児期から高等教育まで充実させる。職場研修や社会教育施設などでの成人向け性教育も推進する。
- ⑤男女共同参画の視点に立ち、世界の人々の人権保護と平和構築に貢献することを加える。

基本方針には、目指すべき社会としていくつかの点が示されていたが、「目指すべき社会」には、何よりも平和で、憲法が生きる社会が求められるはずであるが、その観点がまったく欠落している。さらに、「女性差別撤廃条約」を実質的に実現し、国際基準に沿うように国内法を整備していくことが求められるが、その観点が欠落している。よって、私たちは、

- ①特に憲法の前文、9条(戦争放棄)、13条(個人の尊重)、14条(法の下での平等)、15条(普通選挙の保障)、24条(個人の尊厳と両性の本質的平等)、25条(生存権)、26条(教育を受ける権利)、27条(労働の権利)などの条文の内容が盛り込まれることこそが重要だと考えている。あらゆる分野で憲法に基づくジェンダー平等政策が推進されることを要望する。
- ②「目指すべき社会」の筆頭に、憲法と並んで「国連女性差別撤廃条約」が掲げられるべきである。

第2部 政策編

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

世界的には「203050」が潮流であることから、あらゆる分野における意思決定機関への女性の参画をめざすべきである。よって、次の点を加えることを要望する。

- ①パリティやクォータ制など、諸外国の取り組みも参考に強く打ち出すべき。特に政治分野、経済分野で国際水準の目標を掲げること。
- ②一票の格差、多様な民意を反映するため、小選挙区制度を見直し、比例代表制を拡充すること。
- ③選挙制度の改革にジェンダーの視点をいれる。

・「政治分野における男女共同参画推進法」が実際に効力を表すよう具体的に選挙制度改革を進める。たとえば、女性議員を増やすために、高すぎる供託金の問題、女性が議員として働くための様々な条件整備を行う、各政党にも女性議員を増やすための努力を求める項目を入れる。

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

新型コロナウイルス問題でも、日本の女性差別やジェンダー問題が浮き彫りになっている。とりわけ女性の貧困化のもとで、非正規で働く女性が真っ先に職を失い、給付金も世帯主あてでDV被害者などへのフォローが課題となる時代錯誤の政策がとられ、事態の長期化で子育てや介護の負担が女性に重くのしかかっている。「多様で柔軟な働き方」「雇用関係によらない働き方」の名で、非正規労働者や無権利の労働者をこれ以上広げる政策を転換し、最低賃金の大幅引き上げ、1日8時間働けば普通に暮らせ、安心の老後を迎えられる社会へとすすむことが求められる（アベノミクスのもとで労働者の賃金は年18万円減、パートを含む女性の賃金は男性の52.7%である）。また、女性差別撤廃委員会から「家族従業女性の経済的自立を妨げている」と勧告された所得税法の見直しについては、第4次男女共同参画基本計画にも「税制等の在り方を検討する」と明記された問題であり、全国500を超える自治体からの意見書もあがっている。よって、以下の施策を要望する。

- ①ILOのハラスメント禁止条約を批准し、セクシュアル・ハラスメントをはじめあらゆるハラスメントの禁止を明記する国内法見直しをすすめる。
- ②非正規労働者や無権利の労働者を拡大する政策の転換と、最低賃金の大幅引き上げを要望する。
- ③所得税法56条は廃止する。

第3分野 地域における男女共同参画の推進

はじめに

「ジェンダーと環境問題」については、1995年の第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」及び「行動綱領」の報告書が出され、2000年6月の国連特別総会においても重要性が再確認されている。しかし日本国内では、2015年の第4次男女共同参画基本計画を経てもなお課題が積み残されているため、**第5次基本計画策定にあたっては、国際的な課題にも立ち返り基本的な視点から検討することを要望する。**（以下、その点に関する課題と視点について列挙する）

- 近年の科学技術の進歩にもかかわらず、男女それぞれの性差意識が原因となって、女性が技術的スキルや資源や情報を利用する機会に恵まれず、そのために女性は、持続可能な環境に関しての、国際レベルを含む意思決定に効果的に参加できていない。環境政策・計画におけるジェンダーの視点が欠けている。
- 女性と男性に対する環境問題の影響や意味合いの違いについての研究、行動、目標を定めた戦略、一般市民の意識啓発は依然として限られている。
- 環境の持続可能性へ向けて女性が果たす役割や貢献への考慮がされていない。

(参考文献：内閣府男女共同参画局訳「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」第2章「行動綱領の12 重大問題領域実施に関する成果と障害」)

- 「ジェンダーと環境問題」について、「北京宣言」及び「行動綱領」の完全実施に際して直面する新たな課題と障害克服のための行動とイニシアティブ、戦略について以下のような指摘がされている。
- 環境への女性の健全な関与のためには、ジェンダー差別を固定化している慣習をなくし、教育を改善しジェンダー差別を助長する政策や制度の見直し及び法改正を行う。
 - 役員、管理職に占める女性の割合を増やし、女性の政治、決定参加を推進しジェンダー格差を是正する。
 - ジェンダーと多様性の視点に立った、紛争・災害対応、緊急・人道支援、配偶者・パートナーとの対等な関係の構築とそのための法整備を強化する。
 - 世界の大多数の女性が環境資源の供給の生産者及びユーザーであることから、環境資源の持続可能性を確保するためには、女性の知識と優先事項を認識し、これらを環境資源の保全・管理に統合する必要がある。
 - あらゆる制度と資源への平等なアクセスと、能力開発の保証。特に農業女性や農山漁村に住む女性の教育及び訓練のプログラムの提供を通じて支援する。
 - 実施に際して、女性の NGO 及び地域に根差した団体が果たす重要な役割を認識し支援する。
 - 女性と男性を等しく巻き込むことをしない持続可能な開発政策は、結局は成功しないであろう。基本的には同一業務・同一賃金、そして性差の偏りのないように職種に両性を雇うようにする。
 - 科学、技術、経済の分野を含む情報及び教育へのアクセスを推進する。それによって、女性の知識、技能、市場サービス、環境に関する決定への参加の機会を高める。農林魚業畜産業者としての役割と専門知識を支援する。

(参考文献：内閣府男女共同参画局訳「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」第3章「北京宣言及び行動綱領完全実施に際して直面する新たな課題」；第4章「実施の達成及び障害克服のための行動とイニシアティブ」；「戦略目標及び行動 女性と環境」)

以下個々の問題点と第5次計画に加えることを要望する点を具体的に記す。

①農業経営における女性の参画：企画・立案への女性の参画の機会を広げること

大震災発生時には内陸部の女性が既製の組織に依存せず、自発的に近隣のネットワークを組織して被災者支援を行い、被災女性グループが農産物・水産物の加工品の直販を開始、一早い復興をみせたことなど、環境への女性の適応力の強さをみせた。しかし農業全般でみると、全国の女性農業委員数（2,747人）は全農業委員のわずか11.8%（2018年）、また農協における女性役員数の目標15%以上を達成した農協は僅か9.2%、全役員に占める女性役員は8.4%と極めて低い（2019年調査）。地域農業、自然に優しい農業、更には6次産業の活性化のためにも、企画・立案への女性の参画の機会を広げることがを要望する。

一般に女性農業者は経済・農業の発展に大きく貢献しているにもかかわらず、農地所有は簡単ではない。一方、農林水産省が2012年に女性農業者へ行った調査によると、7割が農業経営方針の策定に関わっていると回答し（うち50歳代以上では8割以上を占める）、47%は自分が「経営者である」と回答しているなど、経営全体への意識は高く、方針決定への関与により、経営参画の意識は進展している。よって、以下の点を考慮することを要望する。

- a. 農業委員会、林業・漁業等の各協同組合、自治会長等、政策方針決定の場への女性の参画促進。
- b. 固定的性別役割分担意識を教育で変革する。家事労働の金銭的評価。
- c. 個の確立や自立、ジェンダー平等に寄与するよう、課税最低限度額の大幅引き上げなどを最低必要条件として、農業者年金の見直しなど、性に中立的な税・社会保障制度の見直しを図る。
- d. 家族経営協定の普及など、女性の経済的地位向上のとりくみ。

②災害発生時における女性の活躍とジェンダー平等：慣習や運営制度、政策の見直し

2011年東日本大震災発生時の避難所運営では、固定的観念にとらわれた男女の役割分担や、女性、障がい者、外国人女性、高齢者など避難行動に脆弱な災害弱者の視点の欠如が浮彫りになった。ジェンダー差別を助長する慣習や運営制度、政策の見直しを行う。ジェンダーと多様性文化の視点に立つことが求められる。

国はもとより各地方公共団体の防災会議における女性委員の数は30%を目標にしてきたが、未だに達していないところが多い。会議の運営要綱に数値目標を記しておくなど実効性のある計画を立てるべきである。

災害弔慰金、災害障がい見舞金の世帯主とその他家族の間での支給額の差をなくし、見舞金・支援金の個別給付を可能にする。

③感染症対策における女性の関与：職場での感染予防のための支援

UN Women 事務局長 P・ムランボ=ヌクカ氏は、「COVID-19」パンデミックは単に健康問題に留まらず、社会や経済に大きなショックを与えたばかりでなく、女性が低賃金で様々な役割を担うことで動いている公共・民間機能の欠陥を如実に露呈したと指摘している。世界的にみて、女性は医療、保健・福祉分野の最前線で働く労働者の70%を占めており、医師、看護師、助産師、保健師、介護士、保育士、清掃作業員、洗濯作業員等の職場での感染予防のための支援が十分になされることが重要である。

非正規労働者として家計を担う者も多く、賃金の低下、不安定な雇用に見舞われる場合も多い。政府やビジネス界による収入保障は非正規労働者を含めること、迅速に処理されること、またそうした社会保障は世帯単位でなく、女性に個人単位で付与することが望まれる。

性別感染率や、経済的男女格差、社会的ニーズの性別格差、性別年齢別ケア負担の差、DVや性的虐待の発生率など、ジェンダーの視点に立ったデータの収集を行い、感染症対策の計画・実施・社会的経済的ニーズ分析に役立てることが急がれる。これらジェンダー統計作成には、女性も参画させる。

各世帯では安全・健康・金銭への心配がつり、狭いところに閉塞されるストレスでDVや性的虐待やサイバー暴力のレベルが上がるということが知られている。既に各地で起きていることを認識し注視する必要がある。(2019年 UN Women)

これらを踏まえた上で、医療の充実、また幼児・子どもの保護などに関連した施設・要員確保等の整備を要望する。

④ エネルギー生産と環境保全への女性の関与

生命の大切さを守るために何よりも安全を求める女性の視点から、放射線被ばくと癌の発症、放射性物質トリチウムの健康や環境への影響、再生可能エネルギー技術による生態系への新たな環境負荷、出現する新感染症などについて、エコロジカル・リテラシーを高め、自らも風評被害への理解を深めていきたい。とりわけ、放射線被ばくによる被害を恒久的に防ぐために、原発の早期撤廃を求める。

最後にジェンダーと環境プログラムを実施するに当って必須と考える事項を挙げるので、これらの点を第5次計画で考慮することを要望する。

- a. ジェンダー平等の視点に敏感なデータベースと情報システムの構築により、多様な人々を含むジェンダー統計の充実をはかること。調査の結果から見えてくる格差（地域差、障がい者、外国人女性、高齢者、マイノリティ女性等）の分析を通して、政策立案とアクションにつなげる。
- b. ジェンダー平等、貧困撲滅、持続可能な開発、環境保全が相互に関連するものという認識を深め、すべての政策、プログラム、活動に、女性を統合していく。ジェンダー平等の主流化の観点に立ち戻り、全ての政策に対して男女を問わずジェンダー平等の主流化を徹底させる。単に個々の課題の対応に焦点を置くのではなく、貧困、教育、人権、平和、災害などのSDGsの諸問題を、ジェンダーを軸に横断的に捉え直す。またそのことが、「誰一人取り残さない」SDGs達成に繋がる

という認識を深める。

- c. 環境に広く影響する農薬や、AML（抗生物質）等は人間を含む生物への影響が測り知れない。近年増加の乳癌や前立腺癌、子どもの多動症等脳神経発達への影響等は、推測される原因や予防法も示唆されていない。科学的証拠に基づき検証する必要がある。解明は困難であるが、農薬とミツバチの減少を示唆する論文もあり、疑わしきは排除での検討が望まれる。

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

1. 科学・技術人材育成における、理科実験教育の重要性

「理科離れ」の風潮を止め、科学的リテラシーの醸成と、科学に基づいた行動選択ができるようにするために、初等・中等教育で身近なものを利用して手を動かす観察・実験授業が必要である。これは「生活科」や「理科」のみならず、「地理」、「保健体育」、「技術・家庭」、「図工」などの関連教科でも留意されるべき点である。特に、小学校低学年で自然界に直接、触れさせ、認識させることによって、命の大切さや、人間についての理解を深めさせることが重要である。よって、

- ①体験・観察・実験が遂行できるよう小学校低学年の理科のコマ数を増やし、将来の女性科学者育成のためにも、特に女性の理科専門教員、補助教員を確保採用する事を提言する。

2. 各界で肉体労働者に甘んじている女性科学者、技術者の処遇改善と長期的な人材育成

今回の新型コロナウイルスとの闘いで日本の医療政策における危機管理の甘さが露呈されたが、医療従事者（医者を除き、薬・看護・臨床、衛生検査技師 etc.）は圧倒的に女性が多く、医薬品の開発などの企業を含め劣悪な環境下、常時日夜奮闘してきているのも女性たちである。この女性たちの低い処遇を改善することが、今後の理系分野の充実・発展につながる。よって、

- ②女性科学者、技術者の処遇改善と、長期的に5年、10年を設定して、コホート研究を行い、理科教育振興のための具体策を講ずることを提言する。

3. 成果の見える化を図る

＜成果目標＞の「現状」欄は第4次以降の進展を項目を広げて拡大された各分野の成果（現状）を記載すべきである。特に、第5分野における男女共同参画推進のためにとられたポジティブアクションとその成果の記載が重要である。

II 安全・安心な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ①被害者ワンストップ支援センターの増設と充実。医療・司法・警察・民間団体の連携、相談体制及びケアの強化。
- ②性犯罪に関する刑法の再改正（2017年改正で残された課題）。（第4次にもあるがまだ不十分。）強制性交等罪の暴行・脅迫要件の緩和、性交同意年齢の引き上げ、上下関係利用の罪の新設及び公訴時効の撤廃に向けての議論を進め、性暴力における加害者の処罰を厳格化する。
- ③売春防止法と婦人保護事業の見直し（4次にも入ったが、売防法は手つかずのまま）
第4次、第7分野—6「売買春への対策の推進」における施策の基本的方向には「性を商品化し人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取り締まりの強化を行うとともに、売買春の被害からの女性の保護、心身の回復の支援や社会復帰支援のための取組、若年層等への啓発活動を促進する」となっているが、女性を処罰の対象とする、売春防止法第2章5条違反（勧誘罪・街で声をかけること風紀を乱す）による刑事処分、第3章補導処

分（婦人補導院への6ヶ月間の収容）の廃止がなければ、女性へのあらゆる暴力の根絶には向かわず支援を必要とする女性が二分化される。売春防止法改正まで時間がかかるなら、第2章第3章の執行を停止する。

- ④男性も他のジェンダーも被害を受けており、男女共同参画センターの取り組みの強化・充実が必要である。
- ⑤「セクシュアル・ハラスメントの禁止」を各種法律でうたうだけではなく、包括的禁止立法を目指し、強化する。
- ⑥学校教育、社会教育での科学と人権、ジェンダー平等を基盤にしたセクシュアリティ教育は勿論のこと、警察・司法関係者の様々な研修の場においても、その教育が十分行われるべきである。（犯罪捜査・裁判の過程においても、性犯罪、DVなどの被害女性に対してジェンダー視点に欠けた取り扱い例が未だになくなる。）
- ⑦DV被害者や孤立した女性たちの支援施設は、困窮して事業の継続が危ぶまれている。個々の施設への財政的助成に関わる制度化が求められる。
- ⑧若い女性や子ども、外国籍の女性の人身取引の実態を正確に把握し、被害の防止と被害者の救済および社会への包摂を一貫して行えるよう関係機関の連携を進める。
- ⑨セクシュアル・ハラスメント、ジェンダー平等意識の欠如に基づく暴力対策として、処罰規定を含む暴力禁止法またはハラスメント禁止法を法制化する。DV防止法を改正し緊急保護手続きを迅速化する。

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

- ①対象者はすべての女性とし女性を包括的に支援する、女性支援プランの作成。
- ②ひとり親家庭への支援—就労、教育、住居、子育て。（第4次にもあるが、まだ不十分）
- ③単身高齢女性の貧困問題への対応。（ひとり暮らし、老夫婦2人のみの世帯が増加）
- ④複合差別への対策（障害者、民族、同和問題、性的指向など。ヘイトスピーチも深刻）。
- ⑤買春からの女性の保護及び生活再建等総合的な支援の充実を図る。（第4次にもあるが、売春防止法で女性が処罰の対象になったままでは不十分）

第7分野 生涯を通じた女性の健康支援

- ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの文言と理念を入れる。（第4次に入ったが、今回も必ず入れる。）
- ②女性と男性のライフステージに応じた健康支援と性差医療の推進。（男性も入れるべき）
- ③医師を始め教員や非常勤講師等の過酷労働・不定期就労の解消や安定化、これら業種に従事する女性医師・女性教員・非常勤講師への継続就労・復職支援。院内保育所などの就労環境整備。（医学部入試における女子差別の背景に医療現場の働き方と女性医師の就労継続の問題がある。女医の結婚問題も指摘できる。）
- ④周産期医療体制と小児救急医療体制の整備。妊娠、産前・産後、子育てケアの促進。（第4次にもあるが、地域で分娩を扱う診療所が減少している。2019年に改正母子保健法成立）。
- ⑤妊娠・出産等に関する健康支援をする際には、リプロダクティブ・ライツの観点から、産むことのみを奨励せず、産めない女性や産まない事を選んだ女性を追い詰めないよう配慮すること。
- ⑥望まない妊娠や性感染症の予防、性被害、加害者にならないためのジェンダー平等と人権を基盤にした性教育の推進。若年者の妊娠・出産後も勉学の継続の保証・援助方法も検討する。
- ⑦子宮がん検診・乳がん検診の受診率向上を図る際には、万が一がんになり患した場合、検診を受診していた人は手術費を半額にするなど、実際にメリットがある具体策を導入する。
- ⑧乳幼児から高齢者まで Universal Health Coverage（すべての人の健康を維持）が達成している中で、NCD（非感染性疾患）への医療アクセスを普及し健康寿命の延伸を推進する。
- ⑨子宮頸がんの予防には検診に加えて我が国で現在、定期予防接種化されながら積極的な接種勧

奨が中断されている HPV ワクチンの予防効果について世界各国のデータも参考に冷静に検証する必要がある。

第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

①災害が増えていることから、地域防災計画及び実施計画を策定するにあたっては、生活に密着している女性の視点を入れることを要望する。

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

民法の家族に関する法制で女性だけにある差別や、税・社会保障法制にみられる性別役割分業を前提にした制度の問題は、長年の運動にも関わらず放置されている。人権に関わる事項の改正は、社会の認識を変える大きなインパクトとなる。基本計画では是正の方向を示すことを要望する。

- ①女性の就労抑制の要因といわれる配偶者控除をはじめ、税・社会保障のジェンダー視点での見直し。(非正規雇用の削減と配偶者控除の見直し等をセットにして解決策を探ること)
- ②男女が共に仕事と家庭に責任を担える社会の構築とワーク・ライフ・バランス
 - ・無償労働の評価、M字カーブの解消(改善されてはいるが、先進諸国の中では遅れている)
 - ・待機児童解消と介護離職ゼロのとりくみ
(性別役割分担が解消されない要因。保育・介護労働者のさらなる処遇改善が必要)
 - ・育児・介護休業取得率向上のとりくみ。公的保育の枠拡大。
(法律が改正されたが、まだ男性の取得率が低い。男性の育児・家事労働時間は世界最低水準
(公立保育所が減っている))
 - ・経済的効率のみを追求する社会のありかたを見直し、男女ともに経済的に自立して生きることが当然と考える教育が必要。
- ③選択的夫婦別氏制度の早期実現に向けた民法改正
- ④同性婚法の早期実現に向けた民法改正

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

1. 教育に関して

- ①子どもの教育を受ける権利を阻害する経済的格差の広がりや貧困化を配慮した施策を要望する。(男女間の大学進学率の差は縮まりつつあるが、女子の大学院への進学は男子の3割という低さである。また大学進学に関して地元の大学への進学が男子に比べ女子が大きく、その背景に家庭の経済的余裕のなさがみられ、女子は進学する大学を選べない状況が大きくなっている。)
- ②女性の大学等への進学とその後の労働環境は密接不離であることを視野に入れた施策を要望する。(医学部への女性の入学を意図的に阻むことが多くの医学系大学で行われていたことが判明した。この背景には、女性の働く環境整備の不十分さがある。)
- ③セクシュアリティ教育の国際標準である包括的性教育の充実を図る施策を要望する。
(青少年を取り巻くスマホを含むインターネットまたメディア等による性情報が青少年を犯罪に巻き込んでいる。この背景には、人権を前面に出した性教育が学校教育に位置づいていない状況がある。)
- ④教育への不当な政治介入を許さない施策を要望する。
(教育は国民の信託にこたえて、国民全体に責任を負うように行われるべきであり、不当な政治介入があってはならない)

⑤教育の問題として、「子どもの権利条約」の「宣伝」活動を強く要望する。

2. メディアに関して

- ①メディアには、憲法に根差した民主主義と人権に基づいた真実を追求することを要望する。
(メディアに様々な企業や団体が参加し、フェイクニュースがまかり通りかねない状況がある)
- ②メディアは憲法に基づき「自主・自立」「表現の自由」を保障されている事を強調すべきである。
(政府、政治団体、企業によるメディアへの介入、誹謗中傷は許されないことを明記すべき)
- ③メディア分野の業界団体、企業で働く人々に、ジェンダー平等についての意識改革・理解の醸成をすすめる。
- ④メディアは女性蔑視的表象や性別役割分業意識、ルッキズム(外見差別)の強化に加担することがないように、各企業・団体の意思決定機関に女性の割合を増やし、ジェンダーに基づく固定観念の排除を目ざすべきである。

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- ①女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准の明記を要望する。
- ②選択的夫婦別氏や同性婚法など民法改正等の法整備についても加えることを要望する。
- ③IL0111号、175号、183号(母性保護条約)190号条約の早期批准についても取り上げるように要望する
- ④国連と協力し、国際的感染症の統計・テータ蓄積・共有と対策を、ジェンダー平等の視点から活用し、『だれひとり取り残さない』SDGsの達成をめざすことを加えることを要望する。
- ⑤世界の平和等への貢献についても触れることを要望する。
 - ・国連安保理決議第1325号等を踏まえ、女性・平和・安全保障に関する行動計画を国際機関、有識者及びNGOとも連携しつつ効果的に実施し、平和構築及び復興開発等の意思決定プロセスへの女性の参画を一層促進する。
- ⑥紛争下の性的暴力防止について、関係国際機関との連携の強化を通じて、犯罪者の訴追増加による犯罪予防や被害者保護および社会復帰等に着実に取り組むことを加えることを要望する。

以上